

令和6年度運営指導状況について

No.	サービス種別	項目		事例	指導内容
1	指定地域密着型通所介護	運営に関する基準	地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。
	サービス種別	項目		事例	指導内容
2	指定地域密着型通所介護	運営に関する基準	地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。
	サービス種別	項目		事例	指導内容
3	居宅介護支援	運営に関する基準	衛生管理等	『当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように措置を講じなければならない』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	必要な措置を講ずること。
	サービス種別	項目		事例	指導内容
4	指定地域密着型通所介護	運営に関する基準	衛生管理等	『当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように措置を講じなければならない』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	必要な措置を講ずること。
	サービス種別	項目		事例	指導内容
5	指定地域密着型通所介護	運営に関する基準	地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。
	サービス種別	項目		事例	指導内容
6	居宅介護支援	運営に関する基準	勤務体制の確保等	『職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずること。

	サービス種別	項目		事例	指導内容
7	地域密着型通所介護	運営に関する基準	地域との連携等	運営推進会議の公表が確認できなかった。	速やかに公表すること。
	サービス種別	項目		事例	指導内容
8	地域密着型介護老人福祉施設	運営に関する基準	勤務体制の確保等	『職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。』とされているが、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、必要な措置を講ずること。
	サービス種別	項目		事例	指導内容
9	小規模多機能型居宅介護	運営に関する基準	小規模多機能型居宅介護計画の作成	『介護支援専門員は小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。』とされているが、利用者又はその家族への説明を行っていることの同意を確認できなかった。	適切な対応を行うこと。

その他注意事項

①「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）が定められておりますので、基準を満たしているかどうか、今一度ご確認をお願いいたします。

➡運営規定に定めておかなければならない事項として、3年間の経過措置期間が終了し、令和6年度から「虐待防止のための措置に関する事項」が追加されています。

②小規模多機能型居宅介護事業所等での通院送迎などは鹿沼市では介護保険外サービスと見なしています。利用者の通院送迎を行う場合、介護保険外での契約が必要であり、事業者側には、有償運送許可等介護保険法の範囲外の許認可が必要となります。インフォーマルサービスとしての提供を行う場合、各種法令の確認をお願いします。また、介護保険外のサービス提供を行う場合、介護事業所の人員要件等その他指定条件を逸脱しない範囲に留めていただきますようお願いいたします。